

令和8年度 一般競争入札(期間入札)

観光交流課

次により、一般競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAXで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

なお、本入札は、令和8年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和8年度予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とするものです。

1 入札に付する業務	令和8年度屋島山上交流拠点施設利用者支援器具賃貸契約
2 業務の履行場所	高松市屋島山上交流拠点施設
3 業務の種類	備品納入
4 業務概要	電動アシスト付き車いす 1台
5 履行期間	契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
6 最低制限価格 (税抜き価格)	設定しない
7 履行保証期間	完了の日から向こう1年間
8 入札保証金	免除
9 契約保証金	要しない
10 支払条件	毎月完了払
11 入札参加条件	入札参加者は、次の要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。 (2) 本公告日から入札執行日までの間に、本市から高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市公告第403号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。 (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。 (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

11 入札参加条件	<p>(6) 過去2年の間に完了した案件で、国又は地方公共団体と規模及び期間が同等以上の契約を締結し、かつ、そのすべてを誠実に履行した実績があること。</p> <p>(7) 申請書を提出した者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できないものとする。</p>
12 入札参加申請	<p>入札参加を希望する者は、参加申請書(指定様式)に「11 入札参加条件(6)」を満たすことを明らかにすることができる書類を添付し、FAX又は持参すること。</p> <p>申請受付 FAX 番号：087-839-2440</p> <p>※ FAX送信後、送信した旨の連絡を「13 参加申請書提出期間」の市の執務時間(日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで。)に電話連絡すること。</p> <p>(電話番号：087-839-2417)</p>
13 参加申請書提出期間	<p>令和8年3月2日(月)から令和8年3月10日(火) 正午必着</p>
14 指名(非指名)通知	<p>(1) 入札参加資格の有無について、令和8年3月13日(金)までにFAXで送信する。</p> <p>(2) 指名した者には、入札通知書を送信し、指名しなかった者には、その理由を送信する。</p>
15 現場説明	<p>実施しない。</p>
16 質問及び回答	<p>(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和8年3月13日(金)正午までに質問及び回答書(指定様式)を観光交流課観光エリア振興室にFAX又は電子メールで送信すること。</p> <p>FAX：087-839-2440 電子メール：kankou@city.takamatsu.lg.jp</p> <p>※ 受信確認のため、FAX又は電子メール送信後、送信した旨の連絡を必ず電話連絡すること。</p> <p>(電話番号：087-839-2417)</p> <p>(2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。</p> <p>ア 公表期間 令和8年3月17日(火)から 令和8年3月26日(木)まで</p> <p>イ 公表方法 本市ホームページで公表します。</p> <p>※ インターネット環境が未整備の場合、電話で、上記公表内容についてFAXでの送信を依頼することができます。</p>
17 入札書の提出期間及び提出先	<p>直接持参か郵送(書留郵便)のこと</p> <p>(1) 提出期間 令和8年3月17日(火)から令和8年3月26日(木) 正午必着</p> <p>(2) 提出先 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 創造都市推進局 観光交流課観光エリア振興室(市役所7階)</p> <p>ア 持参の場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除きます。また、提出時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までです。</p> <p>イ 郵送の場合は、書留郵便で、提出期間の最終日の正午までに必着させなければなりません。</p>

18 入札及び開札	日時	令和8年3月27日(金)午前9時00分
	場所	高松市役所7階 観光交流課観光エリア振興室
19 立会いについて	立会いを希望する者は、開札予定時刻の10分前までに、期間入札立会申込書を観光交流課観光エリア振興室に持参により提出すること。	
20 再度入札	無	
21 問合せ先	高松市 創造都市推進局 観光交流課 観光エリア振興室 電話番号 087-839-2417 FAX番号 087-839-2440 E-mail kankou@city.takamatsu.lg.jp	

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の4、高松市契約規則第5条及び第12条の4、「高松市期間入札試行要領」と「期間入札（試行）」に関する留意事項、及び「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。
- (4) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (5) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (6) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(5) 以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定め

る率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 本業務の設計は、国土交通省の公共工事設計労務単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) (1)から(6)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。